

～世界から期待され、世界をリードする JIPA ～



一般社団法人日本知的財産協会



# 日本及び海外主要国における 意匠の実施・侵害の考え方の調査・研究

日本知的財産協会  
2016年度 意匠委員会 第1小委員会

2017年03月21日（関東部会）

2017年03月23日（関西部会）



# 1 研究の目的と検討方針

## 2 機能的な形状とは

## 3 各国毎の概要と判例等検討

- 各国意匠法の基本情報
- 機能的な形状が争点となった判例の研究
- 実務における留意事項



日本



米国



EUIPO



中国

## 4 判断基準の各国比較と出願時の留意事項

- 機能的な形状の認定基準の各国比較
- 国際的な意匠出願における“機能的な形状”出願時の留意事項



# 1 研究の目的と検討方針

## 2 機能的な形状とは

## 3 各国毎の概要と判例等検討

- 各国意匠法の基本情報
- 機能的な形状が争点となった判例の研究
- 実務における留意事項



日本



米国



EUIPO



中国

## 4 判断基準の各国比較と出願時の留意事項

- 機能的な形状の認定基準の各国比較
- 国際的な意匠出願における“機能的な形状”出願時の留意事項



# 研究の目的と検討方針-1

テーマ： 日本及び海外主要国における、意匠の実施・侵害の考え方の調査・研究



実施・侵害の考え方を調べる上で、制度の概要を調査し一覧にまとめ（詳細別紙）

	日本	アメリカ	中国	EUIPO
意匠の定義	物品（物品の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの	製造物品のための新規、独創的かつ装飾的なもの	製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われた美的感覚に富み、且つ工業への応用に適した新しい設計を指す	製品の全体又は一部の外観であつて、…装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は素材の特徴に由来する外観
実施の定義	製造し、使用し、譲渡し、貸渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出	生産し、使用し、販売の申し出をしもしくは販売するもの又は輸入	生産経営を目的とする意匠製品の製造、許諾販売、販売、輸入を指す。	製品の製造、申出、市場投入、輸入、輸出若しくは使用、又はそれらの目的での当該製品の貯蔵を含めるものとする。
...	...	...	...	...
保護範囲	同一又は類似の意匠に及ぶ  【機能的な形状】 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠については、意匠登録を受けることが出来ない。	全体観察によって通常の観察者が類似すると認識する意匠に及ぶ 【機能的な形状】 上記の通り意匠の定義として、「装飾的なもの」とされている。	同一又は類似の意匠に及ぶ  【機能的な形状】 主に技術的機能によって決められた設計特徴…は、考慮しない	全体観察によって異なった印象を与えない意匠に及ぶ  【機能的な形状】 技術的機能によって決定付けられる製品外観特徴は保護除外



機能的な形状の判断基準が国毎に少しずつ異なっている



## 研究の目的と検討方針-2

機能的な形状の判断基準が国毎に少しずつ異なっている



Industrial Design（工業意匠）であるが故に、  
“機能的な形状”の取り扱いが、実施・侵害で重要



国毎に少しずつ異なる差異を理解することで、  
実務において留意すべき事項の提供を目指す

判例  
審決例

機能的な形状の各国における判断基準と、  
それを活かした実務における留意事項とは？

各国法令等



# 1 研究の目的と検討方法

## 2 機能的な形状とは

### 3 各国毎の概要と判例等検討

- 各国意匠法の基本情報
- 機能的な形状が争点となった判例の研究
- 実務における留意事項



日本



米国



EUIPO



中国

### 4 判断基準の各国比較と出願時の留意事項

- 機能的な形状の認定基準の各国比較
- 国際的な意匠出願における“機能的な形状”出願時の留意事項



# 機能的な形状とは

機能的な形状とは？



物品としての機能により定まる形状であり、  
多くの場合で“装飾的な形状”と対を成す形状



各国において“機能的な形状”を  
保護対象としない規定が存在している。

但し



各国毎で保護対象とされない  
機能的な形状の判断基準が少しずつ異なっている。



# 1 研究の目的と検討方法

# 2 機能的な形状とは

# 3 各国毎の概要と判例等検討

- 各国意匠法の基本情報
- 機能的な形状が争点となった判例の研究
- 実務における留意事項



日本



米国



EUIPO



中国

# 4 判断基準の各国比較と出願時の留意事項

- 機能的な形状の認定基準の各国比較
- 国際的な意匠出願における“機能的な形状”出願時の留意事項



## 判断基準の各国比較

機能的 ←

→ 装飾的



日本の基準



米国の基準



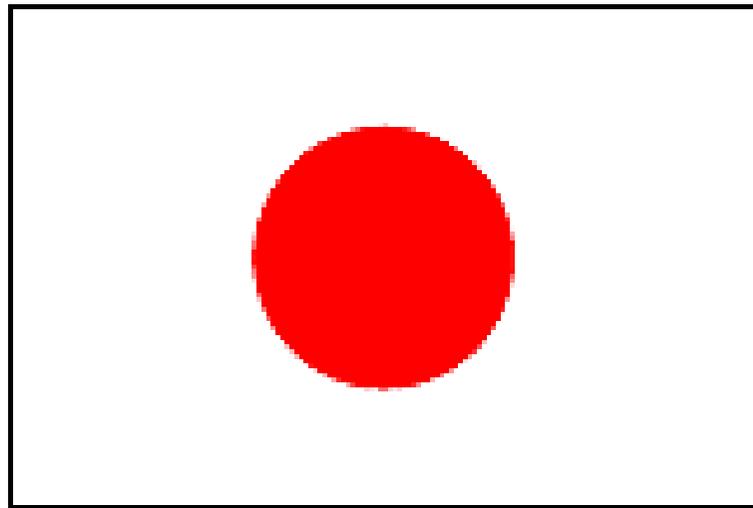
欧州 (EUIPO) の基準



中国の基準

赤色…意匠権として無効または考慮されない

青色…意匠権として有効または考慮される





# 機能的意匠について



## 「機能的形状」に関する判断基準：第5条第3号

物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠については、意匠登録を受けることができない。

(意匠審査基準41.1.4.1)

- 物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状(必然的形状)
  - ・ その機能を確保できる代替的な形状が他に存在するか否か
  - ・ 必然的形状以外の意匠評価上考慮すべき形状を含むか否か
- 物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる形状(準必然的形状)

Ex. 公的な標準(JIS規格、ISO規格等)

事実上の標準(デファクト・スタンダード)





# 機能的意匠の判断事例①



## 意匠権として有効または考慮されたケース

### ◆ 平板瓦事件（意匠法第5条第3号）

権利者： 株式会社鶴弥

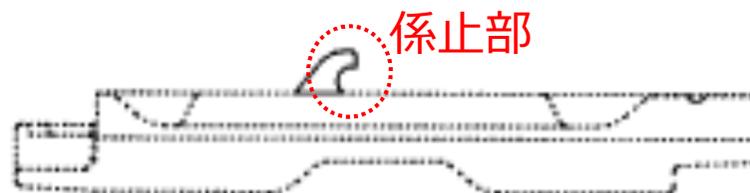
無効請求人：丸栄陶業株式会社

意匠権： 第1174461号 事件番号：2007-880005

#### 【概要】

無効理由の一つとして、フックの形状が、機能を確保するために必然的に定まる形状のみからなる意匠かどうか争われた。

審決では、当該部分は別の形状を取り得るものであることから、本件登録意匠は物品の機能を確保するために必然的に定まる形状のみからなる意匠とは認められず、権利有効と判断。





# 機能的意匠の判断事例①



## ■ 平板瓦事件（意匠法第5条第3号）

### - 無効請求人主張

フックの機能を確保するために不可欠な形状のみからなる部分なので、無効とすべき。

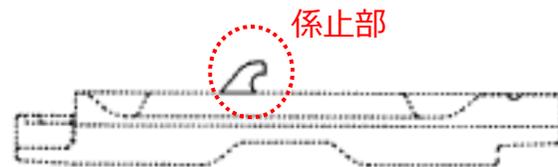
### - 権利者主張

下記引用意匠のようにその機能を確保できる代替的な形状が他に存在しているため、不可欠な形状のみからなる意匠ではない。

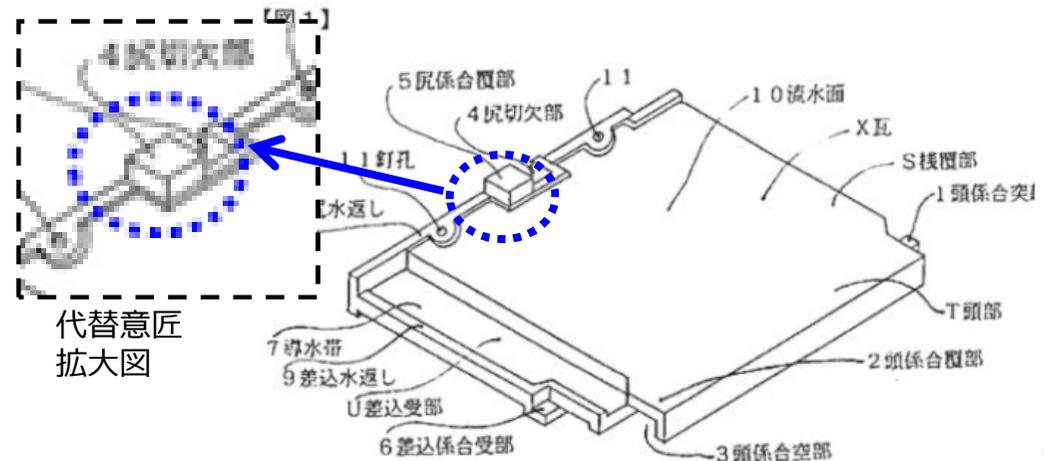
### - 審決

下記引用意匠のように別の形状を取り得るものがあることから、**本件登録意匠は意匠法第5条第3号の規定に該当するものとはいえない。**

本件意匠  
意匠登録第1174461号



引用意匠 特開1996-158542



代替意匠  
拡大図



～世界から期待され、世界をリードするJIPA～



## 機能的意匠の判断事例②



### 意匠権として無効または考慮されなかったケース

#### ◆ ラック用カバー事件

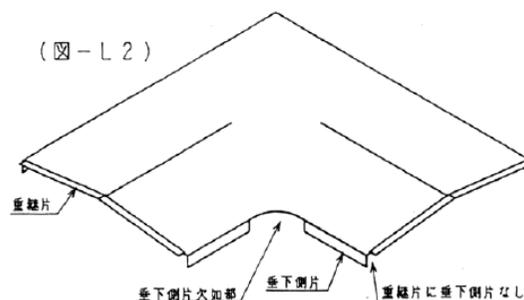
権利者： 株式会社ブレスト工業研究所

被告： カナフジ電工株式会社

意匠権： 第998342号 事件番号： 東京地裁 平成11年（ワ）第13242号

#### 【概要】

意匠の構成の一部が、ラックカバーという物品の機能を果たすために必然的な形状と認定され、特徴的部分(要部)と判断されなかった事例





# 機能的意匠の判断事例②



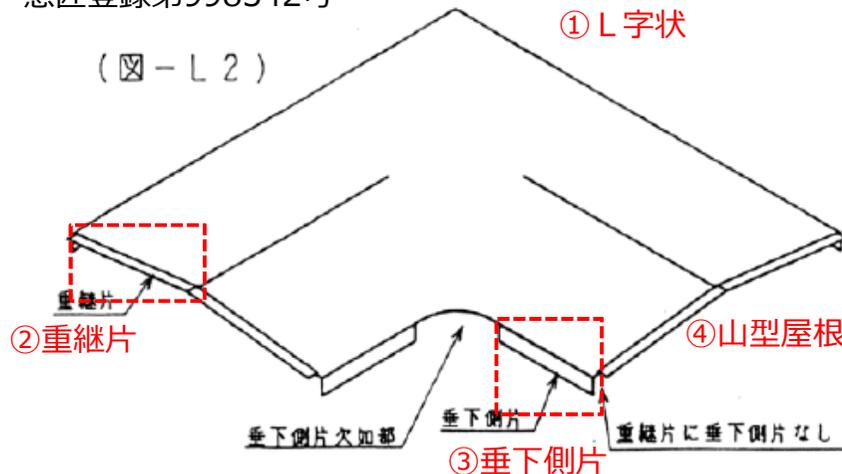
## ■ ラック用カバー事件

### - 判決

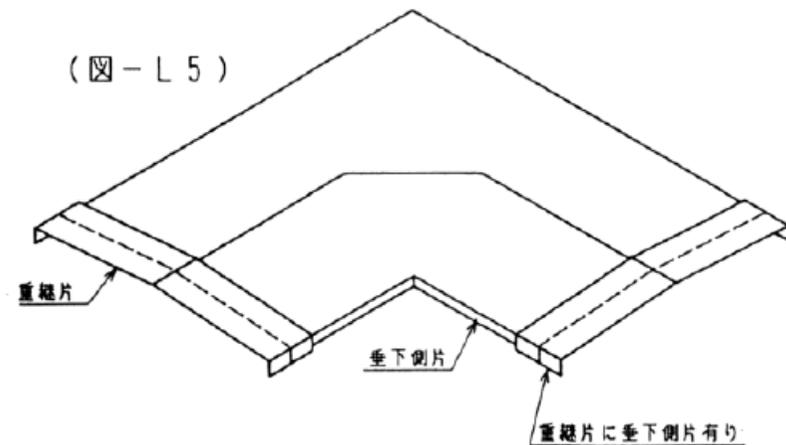
①L字状の形状、②重継片部分の形状、③垂下側片部分の形状、④山型屋根の形状は機能を果たすための必然的形狀であるから、意匠の特徴的部分とはいえず、要部にあたらぬ。

そのほとんどが機能必然的な構成からなる本件登録意匠において、山型屋根状頂部の、稜線が途切れた部分が平らとなっている点が要部となる。

本件意匠  
意匠登録第998342号



被疑侵害品





# 機能的意匠の判断事例 総括



## ■ 判断事例総括

- ① 特許庁は機能を確保するための不可欠な形状(意匠法5条第3号)を、機能を実現するために唯一無二に定まる形状等の限定的に解釈していると思われる。  
そのため、代替形状の存在さえ特許庁が確認(自ら立証不要)できれば、意匠法5条第3号に該当しない可能性が高い。
  
- ② 権利活用段階においては、裁判所が特徴部分等を機能的意匠と判断した場合、意匠の要部とならず、部分意匠出願等が効果的に活用されない可能性も有るため要注意。





機能的と思われる形状を含む場合には、以下出願方法を検討。

## ① 関連意匠制度の利用

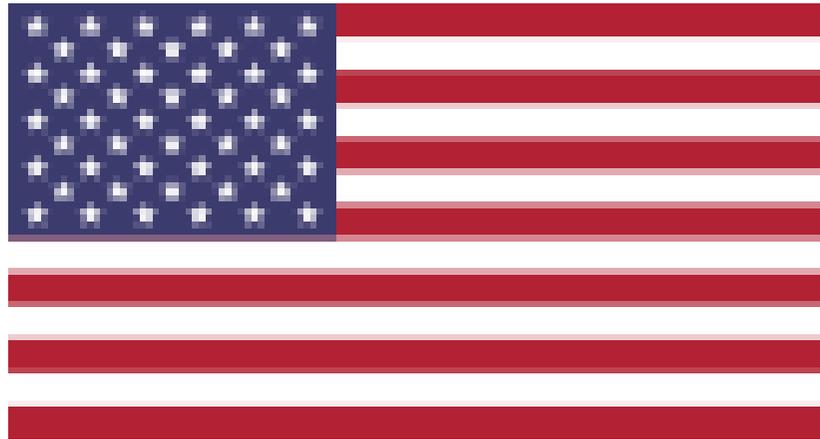
なお、出願費用が余分にかかる点や、他社に対して改変例のヒントを与えるおそれに留意する。

## ② 特許出願の図面に代替デザインを盛込む。

なお、特許と意匠の出願・公開のタイミングに留意する。

## ③ 部分意匠出願の活用

なお、僅かな形状変更で侵害回避される可能性がある点に留意する。





# 機能的意匠について



## 「機能的形状」に関する判断基準の一つ

*Berry Sterling* factors Berry Sterling, 122 F.3d at 1456 (Fed. Cir. 1997)

- ベストデザインか
- 代替デザインでは、製品の実用性に悪影響を及ぼすか
- 関連する実用特許があるか
- 特徴部分について特有の実用性を持つと宣伝広告されているか
- 機能により決定付けられない要素があるか





# 機能的意匠の判断事例①



## 意匠権として有効または考慮されたケース

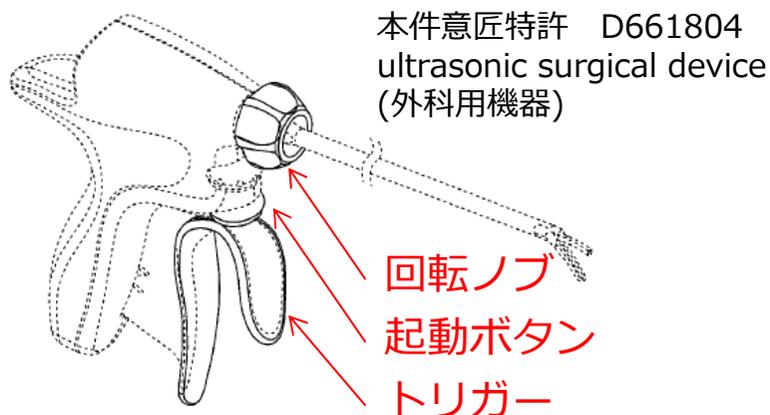
### ◆ Ethicon Endo-Surgery vs Covidien事件

権利者：Ethicon社 被疑侵害者：Covidien社

意匠特許：D661804 事件番号：CAFC2014-1370 2015年8月7日

#### 【概要】

Ethicon社はCovidien社に対し、4件の意匠特許（及び2件の特許権）を侵害していると主張した。地方裁判所は、意匠特許は主として機能的であり無効とし、被疑侵害品は非侵害と判断。CAFCは、機能的であり無効とした地方裁判所の判決を破棄した上で、非侵害と判断。





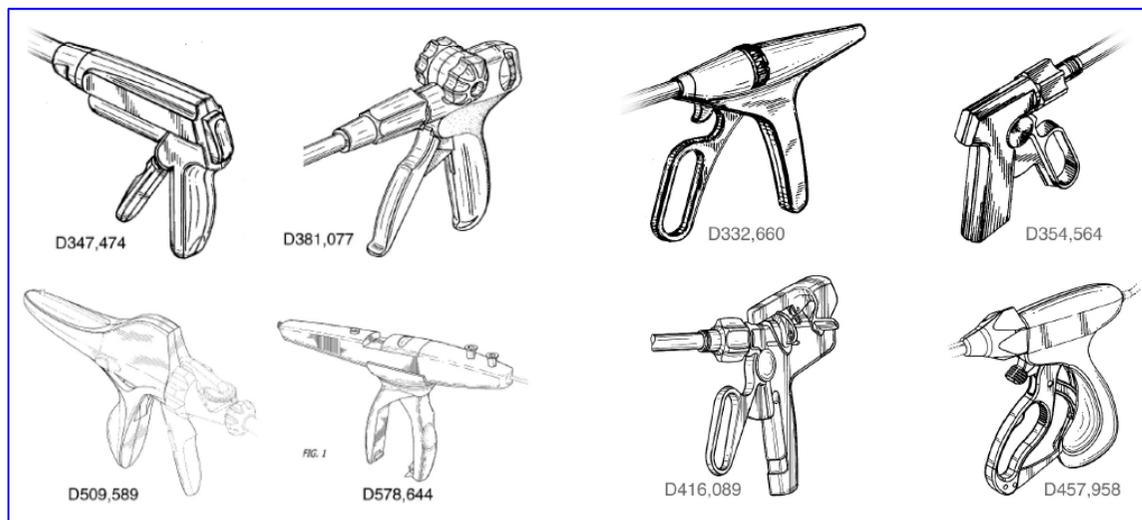
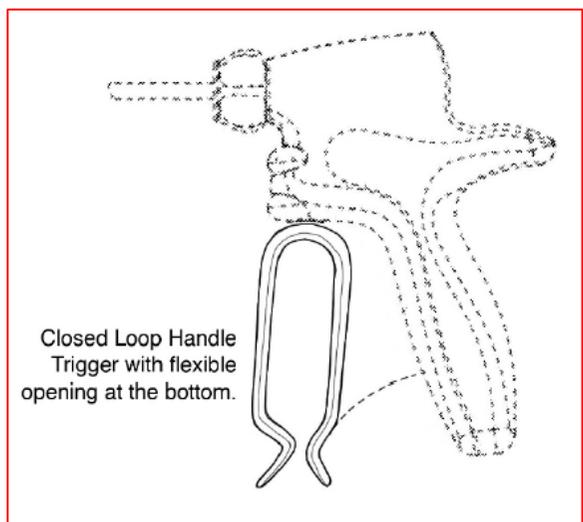
# 機能的意匠の判断事例①



## ■ Ethicon Endo-Surgery vs Covidien事件

【Ethicon 社の主張】

同様の機能を発揮する代替デザインがあるため、意匠が機能により決定づけられるものでないことを主張。



**ハンドル部の操作性が、  
より向上する代替デザイン**

**意匠登録済みの代替デザイン**





## 機能的意匠の判断事例①



### ■ Ethicon Endo-Surgery vs Covidien事件

#### 【CAFCの判断】

- ・ 意匠特許の有効性：同様の機能を発揮する代替デザインがあることから Ethicon社の意匠特許が「主として機能的であり無効」とした地裁の判決を破棄。
- ・ 機能性の判断基準：機能的か否かを判断する明確な基準はないが、代替デザインの有無が機能性を評価する上での重要な要因である。
- ・ 権利侵害：Ordinary Observer Testに基づき、意匠特許を侵害していない。



## 機能的意匠の判断事例②



### 意匠権として有効または考慮されたケース

#### ◆ Sport Dimension vs The Coleman Company事件

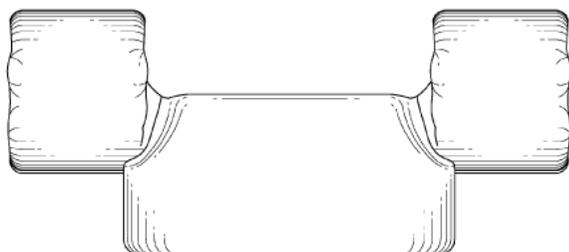
権利者：Coleman社 無効請求人：Sport Dimension社

意匠特許：D623714 事件番号：CAFC2015-1553 2016年4月19日

#### 【概要】

Sport Dimension社はColeman社に対し、Sport Dimension社製品は本件意匠特許を侵害しておらず、意匠特許は機能的であるため無効と主張した。地方裁判所は、機能的部分を除外して比較した上で、非侵害と判断。CAFCは、機能的部分を除外した地方裁判所の判決を破棄した。

本件意匠特許 D623714  
PERSONAL FLOTATION DEVICE  
(救命胴衣)



被疑侵害品





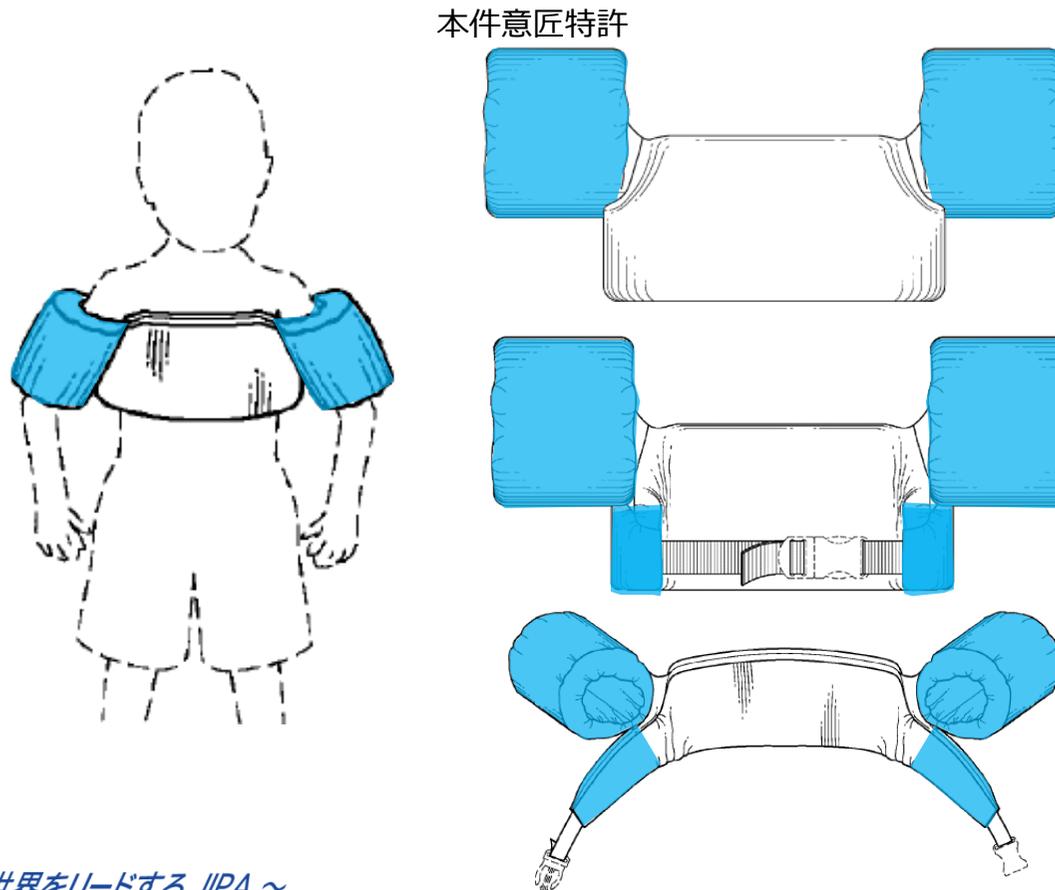
## 機能的意匠の判断事例②



### ■ Sport Dimension vs The Coleman Company事件

#### 【地方裁判所の判断】

機能的部分であるアームバンドと先細りする胴側面(分かり易くするため水色で示しており、次ページ以降同様。)を除外して本件意匠特許のクレーム解釈を行った。





## 機能的意匠の判断事例②

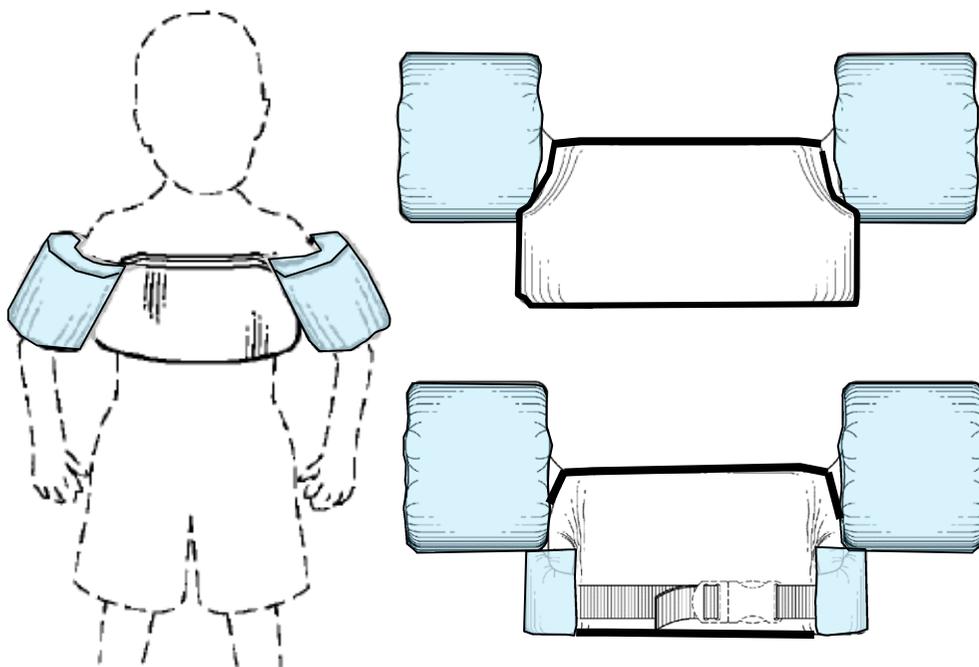


### ■ Sport Dimension vs The Coleman Company事件

#### 【CAFCの判断】

- ・ 地方裁判所が機能的部分をクレーム解釈から完全に除くことを否定。
- ・ 機能的部分は全体観察を行う際に、全体への構成要素としては認めるが類否判断においては装飾的な部分の評価のほうが高い。

本件意匠特許



被疑侵害品





# 機能的意匠の判断事例 総括



## ■ 判断事例総括

- ① 機能的意匠を理由に無効とならないための主張として代替デザインを提示する。
- ② 機能的部分もクレーム解釈から除外されず、構成要素として認められるが、その評価は低い。機能的部分が多く、装飾的な部分が少ない場合は権利範囲は狭くなる。



## 実務における留意事項



機能的と思われる形状を含む場合には、以下出願方法を検討。

① 1件の意匠出願に複数の実施例を含める。

なお、選択要求等のOffice Actionを受ける可能性や、他社に対して改変例のヒントを与えるおそれに留意する。

② 特許出願の図面に代替デザインを盛込む。

なお、特許と意匠の出願・公開のタイミングに留意する。

③ クレームに装飾的な部分を追加する

なお、形状を変更することでの回避が容易となることに留意する。







## 「機能」に関する欧州共同体意匠規則

- 8条（1）技術的機能のみによって定められた製品の外観の特徴には意匠権保護は認められない。
- 8条（2）いずれか一方の機能を発揮させるために機械的に相互連結する製品の外観には意匠権保護は認められない。
- 4条（2）複合製品に組み込まれた部品には意匠権保護は認められない。
  - 通常的使用中に外部から見えること
  - 通常的使用⇒最終消費者（メンテ、サービス、修理含まず）

通常の使用状態で見えない意匠は機能的な意匠であることが多く、結果的に本条項でも機能的な意匠の保護が排除される。

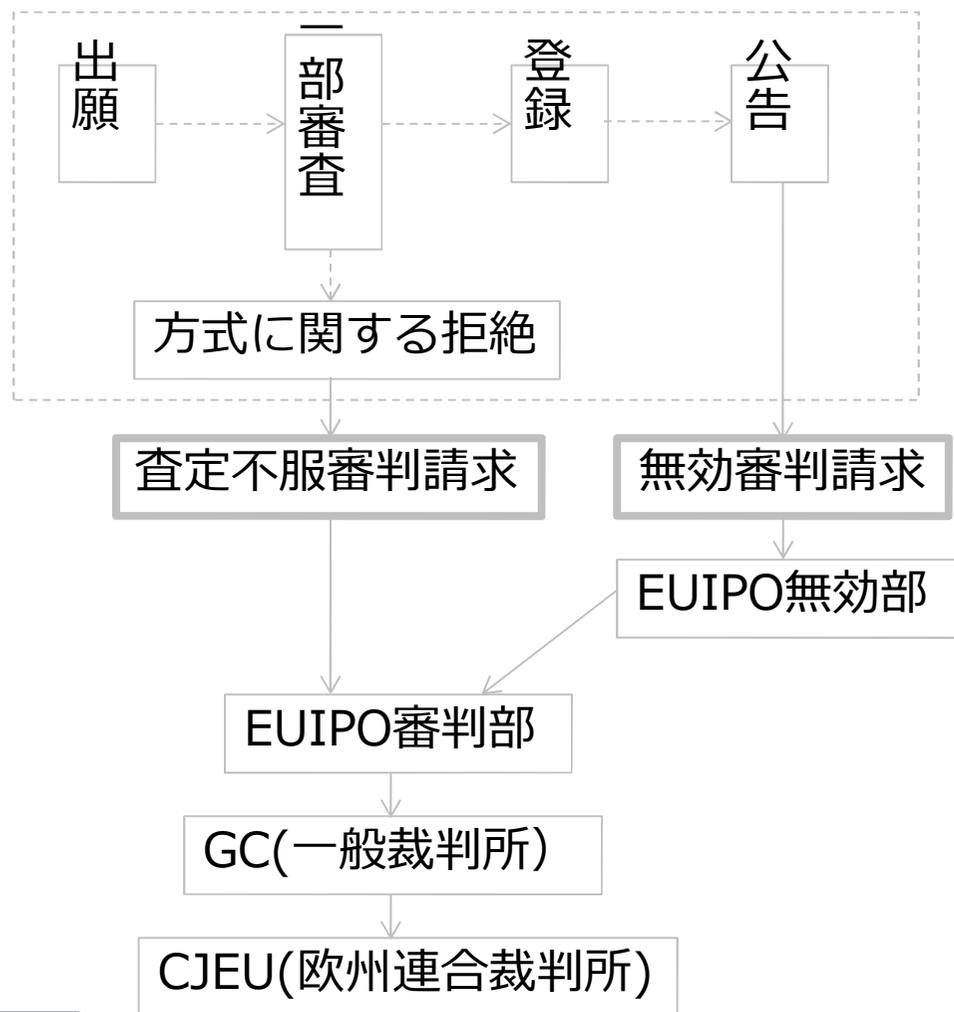


# 機能的意匠について

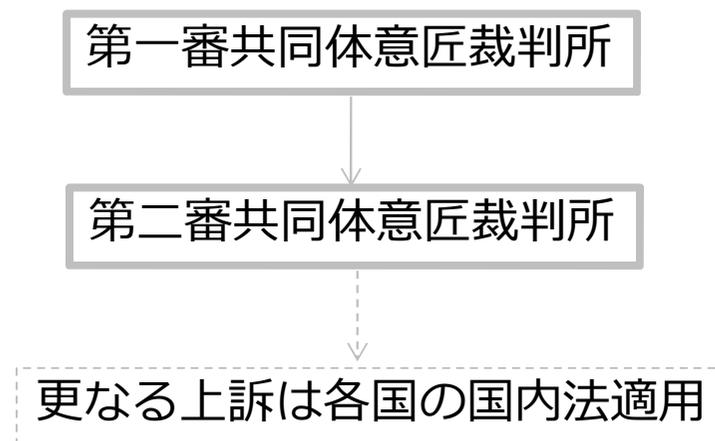


## 欧州共同体意匠の審判・侵害訴訟の流れ

【査定不服審判、無効審判】



【侵害訴訟】



※ 共同体意匠裁判所は、加盟国の指定を受けた国内の第一審、第二審裁判所





# 機能的意匠の判断事例①



## 意匠権として無効または考慮されなかったケース

### ◆ まぐさ切り事件（規則8条（1））

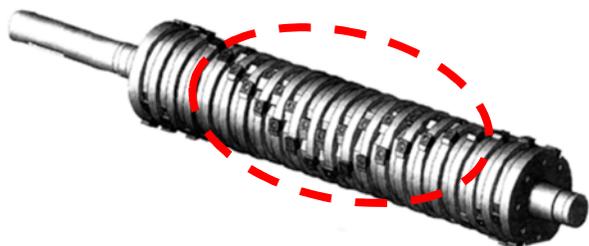
権利者：Franssons Verkstäder AB 無効請求人：Lindner Recyclingtech GmbH

意匠権：RCD253778-0001 事件番号：R690/2007-3

#### 【概要】

シュレッダの刃の配列（V-shape）について8(1)に基づき有効性が争われた。審判部の審決は、技術的機能によって定められたデザインであるとし、RCDを無効と判断。

本件意匠  
RCD253778-0001



シュレッダー装置の中で使用される「まぐさカッター」で、刃のV-shapeが特徴





# 機能的意匠の判断事例①



## ■ まぐさ切り事件（規則8条（1））

### - 無効請求人主張

V-shapeは裁断時の力を分散させる等を目的とした**機能的形状**である。

### - 権利者主張

V-shapeは、**主に美的理由で決定した**。同じ機能を実現するのであれば**他のデザインもあるはず（zig-zag等）**。

### - 審判部の判断

**代替デザインが存在する場合は機能的形状ではないとする従来のMultiplicity-of-forms理論は間違いである**。またデザイナーが何を考えたかではなく、**reasonable observerによる技術的機能以外の何かがあるかの観点で評価すべきである**。

ミラーやカメラを通してしか見ないこの種の産業機器において**主に美的理由で決めたとは信じ難い**。





## 機能的意匠の判断事例②



### 意匠権として有効または考慮されたケース

#### ◆ プロテクトカバー事件（規則8条（1））

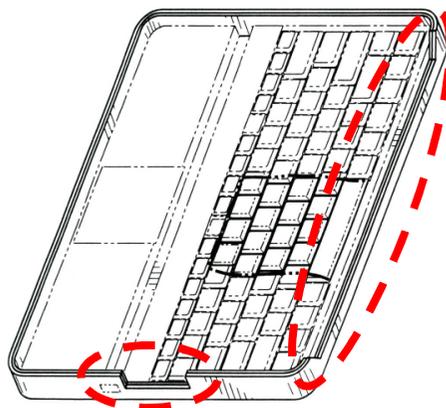
権利者：ZAGG,Inc 無効請求人：TrekStor GmbH

意匠権：RCD1253876-0001 事件番号：R1996/2012-3

#### 【概要】

タブレットのプロテクトカバーの形状について、8(1)に基づき有効性が争われた。審判部の審決は、技術的機能によって定められたデザインで**はない**とし、8(1)に該当しないと判断。

本件意匠  
RCD1253876-0001



長い凹部  
タブレットを取り出す  
ための構成？

短い凹部  
タブレットの接続ポート用



## 機能的意匠の判断事例②



### ■ プロテクトカバー事件（規則8条（1））

#### – 無効請求人主張

側面凹部は、電源或いはポートの接続や、特別なツールを使わずにタブレットをプロテクトカバーから取り外すための機能的なものである。

#### – 権利者主張

凹部は、電氣的接続等の機能的な部分に少ししか影響を受けず、その位置や寸法、形状は自由に選択できる。





## 機能的意匠の判断事例②



### ■ プロテクトカバー事件（規則8条（1））

#### - 審判部の判断

プロテクトカバーはタブレットとは別に購入されるものであり、デザイナーが見た目を考慮しなくてはならないことが明らかである。Reasonable observerは美的な要素があると考えよう。

また例えば、取り出しボタンを設けたり、フレキシブルな材質にしたりすれば、長い凹部が必ずしも必要なものではない。これは外観に著しく美的な違いをもたらす。従って単に技術的機能で定められたものではない。



## ■ 判断事例総括

- ① 規則8条による無効審判では、**reasonable observerの視点**で意匠に美的要素が含まれるか否かが重要であり、これは美的理由で製品が選ばれるかどうかの評価に左右される傾向がある。
- ② 同じ機能の実現が可能な代替デザインの存在を示したとしても、上記美的要素がなければ規則8条に該当するとして無効になる可能性が高い。



# 実務における留意事項



## ① デザインを考慮して購入される製品の場合

- 「美的理由で製品が選ばれ、規則8条には該当しない」旨の主張は比較的容易。
- 装飾性がある部分も含めて出願すると、更に無効の可能性が更に低くなる。

## ② デザインを考慮せず購入される製品の場合

- 「美的理由で製品が選ばれ、規則8条には該当しない」旨の主張は困難であり、権利無効となる傾向。最終製品の見えにくい場所に使用される部品意匠の場合は非常に困難。
- 製品の販促資料等で、美的要素があることを積極的に訴求し、無効審判の際には、販促資料等を利用して、美的理由で製品が選ばれることを主張していく対策が考えられる。







# 機能的意匠について



## ■ 「機能的形状の判断基準」

- ・ 司法解釈2009年11条

意匠の同一又は類似の認定にあたって、人民法院は・・・ 主に技術的な機能で決まるような設計特徴・・・は考慮しない。

- ・ 審査指南6.1.(3):

製品の機能によって唯一に限定された特定の形状は一般的に、全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えない。例えば、カムの曲面形状が、必要となる特定の運動行程によって唯一に限定されたもので、その相違は全体の視覚効果に対して通常は顕著な影響を与えない。また、自動車タイヤの円形形状は機能によって唯一に限定されたもので、タイヤ表面の図案は、全体の視覚効果に対してより顕著な影響を与えることになる。

意匠登録第201530417001.1号



意匠登録第201530156528.6号





# 機能的意匠の判断事例①



## 意匠権として有効または考慮されたケース

### ◆ シャワーヘッド事件

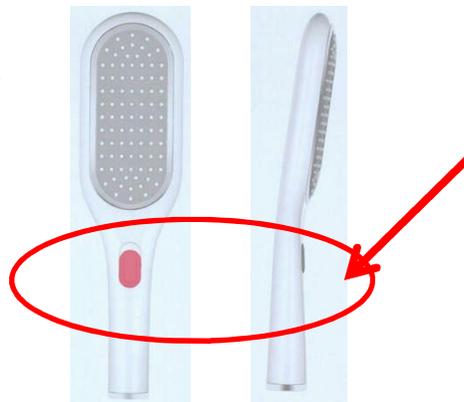
再審被請求人： グローエ社 再審請求人： 健龍公司

意匠権： 200930193487.X号 最高人民法院（2015）民提字第23号

#### 【概要】

被疑侵害品との相違点の一つであるボタン（下図着色部）は主に技術的な機能により決まる設計特徴ではなく、**当該ボタンのデザインは意匠の類否判断において考慮されると判断され、その結果として非類似の判断が下された。**

本件意匠  
意匠登録第200930193487.X号



被疑侵害品





# 機能的意匠の判断事例①



## ■ シャワーヘッド事件

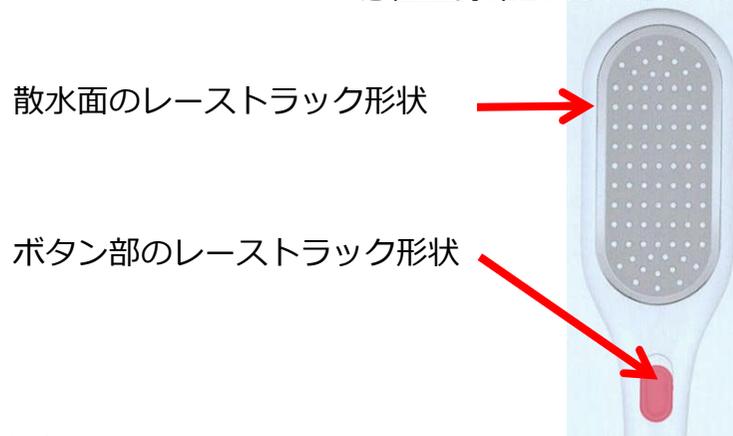
### - 第二審主張

ボタンは機能的なデザインの特徴であり権利範囲として考慮されない。

### - 最高人民法院見解の解釈

ボタンが機能的なデザインの特徴であるとした第二審の判断は誤りであり、当該押しボタンの形状には様々なデザインが採用し得る。一般消費者はボタンの機能が実現出来るか否かだけを考慮するわけではない。またレーストラック形状の散水面と相互調和を図ることで美感を増している。従ってボタンの形状はデザインの特徴として考慮される。

本件意匠  
意匠登録第200930193487.X号 拡大図





## 機能的意匠の判断事例②



### 意匠権として無効または考慮されなかったケース

#### ◆ エンコーダスイッチ事件

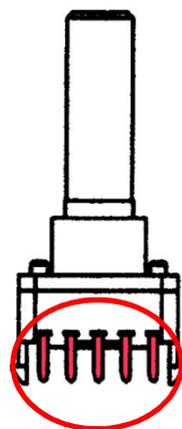
再審被請求人：張迪軍 再審請求人： 国家知識産権局専利復審委員会

意匠権：200630128900.0号

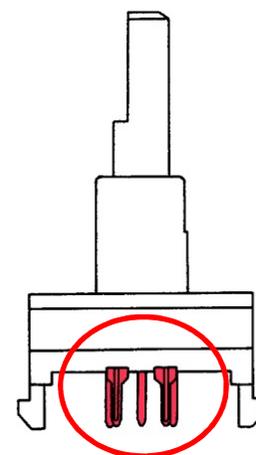
#### 【概要】

ピンの配置は、機能的なデザインの特徴であり、**全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えないと判断された**。その他の相違点もありふれた設計であるとされ、両意匠は類似すると判断された。

本件意匠  
意匠登録第200630128900.0号



先行意匠  
登録意匠第00302321.4号





## 機能的意匠の判断事例②



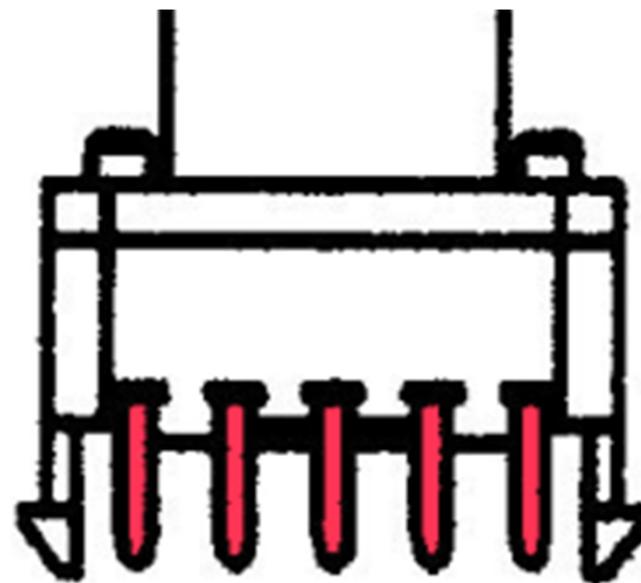
### ■ エンコーダースイッチ事件

#### - 最高人民法院見解の解釈

ピン配置自体は一般消費者から見れば組み合わせられる回路の形状によって定められる形状で有り、その配置そのものに美学的要素が存在しない。従って本件意匠のピン部の形状は機能性設計特徴であり、美学的要素を考慮される余地が無く、全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えない。

意匠登録第200630128900.0号  
部分拡大図

回路の形状により  
定まる形状





## ■ 判断事例総括

① 司法解釈2009年11条の示す「主に技術的な機能で決まるような設計特徴」として判断され、意匠の類似判断の際に全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えず考慮されない設計特徴として以下の二種類が挙げられる。

- 機能を実現するための唯一のデザイン
- 機能を実現するためのいくつかのデザインのうちの一つであるが、美学的要素とは無関係なデザイン

② しかし、多くの現実の場面では二種類のいずれかに該当するデザインは比較的稀であると考えられるため、中国において機能性を有するデザインが権利範囲に含まれ、類否判断の際に考慮される可能性が高いと考えられる。





機能的と思われる形状を含む場合には、以下出願方法を検討。

① 類似意匠を含めて多意匠一出願する

機能的形状により類否判断が左右され難いデザインの保護を同時に図ることが出来るが、OAを受ける可能性もある。

② 不要な部位を削除しシンプルな図面を用いる

出願人にとっての不要部位により類否判断が左右されることを回避出来る反面、単独で出願した場合、実施製品の保護が適切に行えない可能性に注意。

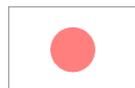


# 1 研究の目的と検討方法

## 2 機能的な形状とは

## 3 各国毎の概要と判例等検討

- 各国意匠法の基本情報
- 機能的な形状が争点となった判例の研究
- 実務における留意事項



日本



米国



EUIPO



中国

## 4 判断基準の各国比較と出願時の留意事項

- 機能的な形状の認定基準の各国比較
- 国際的な意匠出願における“機能的な形状”出願時の留意事項



## 判断基準の各国まとめ



代替デザインの有無が機能性評価における重要な要因



代替デザインの有無が機能性評価における重要な要因



代替デザインの有無ではなく、reasonable observer視点での美的要素の有無が重要な要因



「唯一のデザイン」或いは「代替デザインの1つであっても美観が考慮されていないデザイン」は機能的形状とみなされ、全体視覚効果の判断において影響を与えない。



## 判断基準の各国比較

機能的 ←

→ 装飾的



日本の基準



米国の基準



欧州 (EUIPO) の基準



中国の基準

赤色…意匠権として無効または考慮されない

青色…意匠権として有効または考慮される



## 出願時の留意事項

### 機能的な形状を含む意匠出願

#### 出願国の選定

機能的な形状の保護を  
積極的に狙うには

代替デザインの検討  
美感との関係性を主張

機能的な形状が与える影響を  
最小限に抑えるには

部分意匠制度の活用  
意匠の説明等による回避  
出願図面の単純化



## 日本知的財産協会 2016年度 意匠委員会 (役職者除き五十音順)

委員長 上野 徹 ( (株) リコー )

### 第1小委員会 メンバー

小委員長 徳元 孝 (トヨタケニカルデバロップメント (株) )

副委員長 神田 栄美子 (ヤマハ (株) )

大本 光恵 (トヨタ自動車 (株) )

小野田 佳世子 (カシオ計算機 (株) )

北川 祐介 (富士フイルム (株) )

砂田 亜津子 (栄研化学 (株) )

高橋 佐知子 (ソニー (株) )

千葉 牧子 ( (株) 東芝 )

手島 悠太 (三菱電機 (株) )

森 友香 ( (株) リコー )

# ご清聴有難うございました

～世界から期待され、世界をリードするJIPA～



一般社団法人日本知的財産協会





## 添付資料

- ・ 各国の意匠制度の説明
- ・ 発表以外の事例
- ・ 各国制度概要一覧



# 日本意匠制度



**手続官庁**：特許庁(JPO)

**法令**：

- 意匠法
- 意匠審査基準

**意匠の定義**：第2条第1項

この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。





# 日本意匠制度



**侵害の定義：** 第23条、第38条

意匠権の侵害とは、権限なき第三者が業として登録意匠若しくはこれに類似する意匠の実施をすること、又はその予備的行為のことをいう。

**意匠の類否判断基準：**

- 判断主体：需要者(取引者を含む)(第24条第2項)
- 判断手法：(意匠審査基準22.1.3.1.2)
  - ・ 対比する両意匠の意匠に係る物品の認定及び類否判断
  - ・ 対比する両意匠の形態の認定
  - ・ 形態の共通点及び差異点の認定
  - ・ 形態の共通点及び差異点の個別評価
  - ・ 意匠全体としての類否判断





## 意匠権として有効または考慮されたケース

### ◆ マンホール蓋事件（意匠法第5条第3号）

権利者： 長島鋳物株式会社

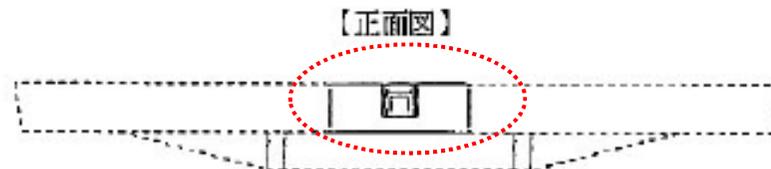
無効請求人： 日之出水道機器株式会社

意匠権： 第1154092号 事件番号： 2004-35078

#### 【概要】

無効理由の一つとして、マンホール蓋における開口部の形状及び、開口部内の略四角柱状凸状部の態様が、物品の技術的機能を確保するために必然的に決まる形状であるかが争われた。

審決では、当該部分はその他の形状も存するものであって、当該形状である必然性も見出すことができないため、**物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状とは認められず、権利有効と判断。**





# 機能的意匠の判断事例 その他①



## ■ マンホール蓋事件（意匠法第5条第3号）

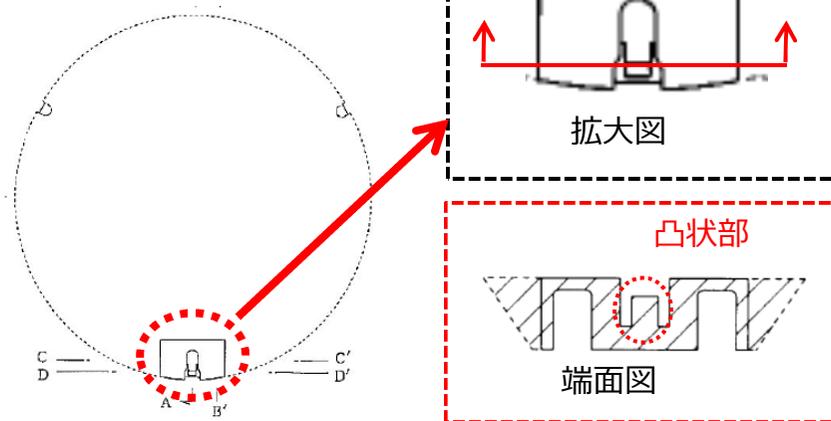
### - 無効請求人主張

マンホール蓋の開口形状や、四角柱状の凸状部を開口部の外縁端に設けた点は、発明の効果を発揮させるために必要不可欠な要素であり、物品の技術的機能を確保するために必然的に決まる形状のため、意匠法第5条第3号の規定に違反して登録されたものなので無効とすべき。

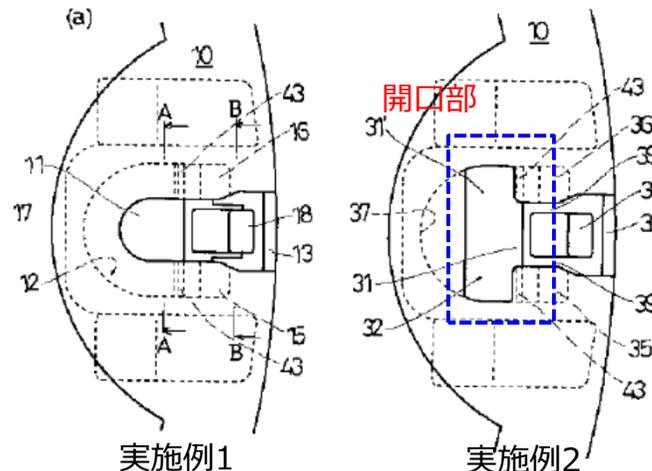
### - 権利者主張

意匠法5条第3号に該当するには、厳格的な要件が必要(意匠審査基準22.1.3.1.2)。本件登録意匠は、要件に該当せず第5条第3号の「形状のみ」でないことが明らかであり、第5条第3号には該当しない。

本件意匠  
意匠登録第1154092号



特開2003-55996号（第9号証）





# 機能的意匠の判断事例 その他②



## ■ マンホール蓋事件（意匠法第5条第3号）

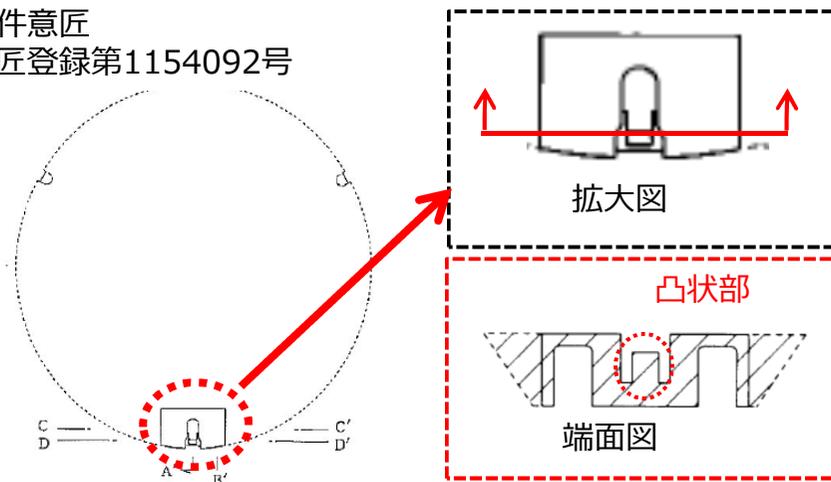
### - 審決

開口の形状は特開2003-55996号に示すように、実施例2として実施例1の形状と異なるものが表されている。

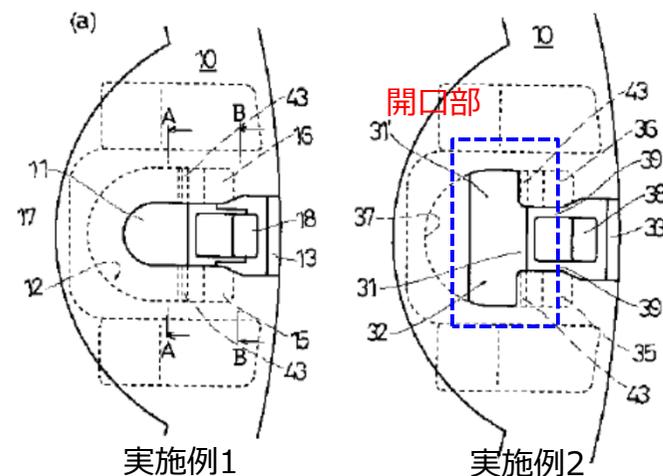
また開口部外縁端に設けた略四角柱状の凸状部の態様についても、必ずしも略四角柱状である必然性なく、その大きさ、構成比も限定されない。

よって、いずれも物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状といえず、**本件登録意匠は、意匠法第5条第3号に該当しない。**

本件意匠  
意匠登録第1154092号



特開2003-55996号（第9号証）





## 機能的意匠の判断事例 その他②



### 意匠権として有効または考慮されたケース

#### ◆ 目違い修正用治具事件（意匠法第5条第3号）

権利者： 樋脇 就三

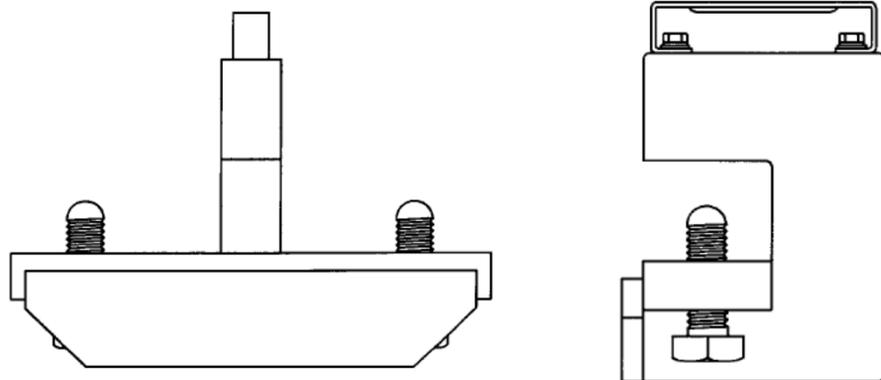
被告： ジロー株式会社

意匠権： 第1154092号

事件番号： 東京地裁 平成23年（ワ）第131号

#### 【概要】

機能的意匠であっても美感を判断する要素と判断された事件





# 機能的意匠の判断事例 その他②



## ■ 目違い修正用治具事件

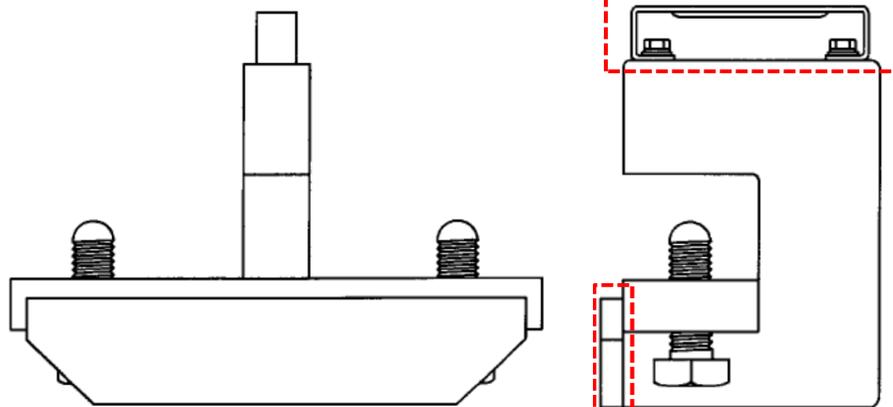
### - 判決

目違い修正用治具は、建設現場や造船所等で使用され、需要者は、そのような場所で作業を行う業者である。目違い修正用治具の使用方法及び需要者層からすれば、持ち運びの容易性、安全性や耐久性等を考慮して、製品を選択するものと考えられ、そのような**機能性に関連する形状等も美感を判断する要素である**と解される。

よって、目違い修正用治具の把持部材の形状、補強板の有無、形状も需要者の注意を惹きやすい部分というべきである。

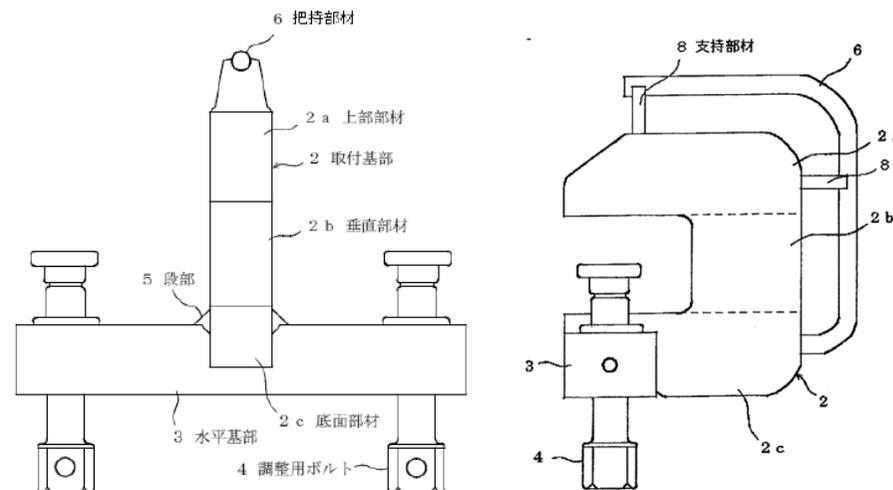
本件意匠  
意匠登録第1332553号

把持部材



補強板

被疑侵害品



～世界から期待され、世界をリードするJIPA～



# 米国意匠制度



**手続官庁**：米国特許商標庁(USPTO)

**法令**：

- 特許法
- 特許規則

**意匠の定義**：171条

製造物品のための新規、独創的かつ**装飾的意匠**を創作した者は、本法の条件及び要件に従い、それについての特許を取得することができる。

**侵害の定義**：第271条 (a)

本法に別段の定めがある場合を除き、特許の存続期間中に、権限を有することなく、特許発明を合衆国において生産し、使用し、販売の申出をし若しくは販売する者又は特許発明を合衆国に輸入する者は、特許を侵害することになる。





# 米国意匠制度



**意匠権の効力範囲**：第289条

意匠特許を侵害する「製品」を販売等した者は、その**利益総額**の限度で賠償責任を負うものとする。

## 意匠権侵害の判断手法

判例法上、意匠特許を侵害するか否かの判断においては2つの異なるテストが適用されなければならない

- ① ordinary observer test (通常の観察者テスト)
- ② point of novelty test (新規なポイントテスト)





# 欧州共同体意匠制度



**手続官庁**：欧州連合知的財産庁  
(EUIPO)

**法令**：欧州共同体意匠規則

**EU加盟国全体をカバー**する共同  
体意匠について規程

【EU加盟国地図】



出典：駐日欧州連合代表部の公式ウェブマガジン  
「加盟国情報」

**意匠の定義**：第3条

「意匠」とは、製品全体または一部の外観であって、その製品自体やその装飾の線、輪郭、色彩、形状、織り方、素材の特徴に由来する外観





# 欧州共同体意匠制度



## 侵害の定義：第19条

登録共同体意匠は、その所有者に対し、当該意匠を実施し、かつ、所有者の同意を得ない第三者がその意匠を実施することを防止する排他権を付与するものとする。

## 意匠の類否判断基準：

- 判断主体：情報に通じた使用者  
平均的な消費者と、技術的専門知識を有する専門家の間に位置し、個人的な経験または問題となっている分野における幅広い知識による特別に観察力のある者。(CJEU:C-281/10)
- 判断基準：第10条
  - 全体的印象が同じか否か。
  - 意匠創作者の自由度を考慮する。





# 中国意匠制度



## ■ 中国の主な意匠関連法規

- ・ 専利法
- ・ 専利法実施細則
- ・ 専利法審査指南
- ・ 最高人民法院による司法解釈

※上記の中で特に中国において特徴的なものとして「司法解釈」実務においては法律と共に引用される

## ■ 意匠制度の概要 (中国における意匠の定義)

- ・ 意匠の定義：2条4項

意匠とは、製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われた**美的感覚に富み、且つ工業への応用に適した新しい設計を指す。**





# 中国意匠制度



■ 意匠権の保護範囲：専利法59条2項、司法解釈2016年各条

・ 専利法59条2項

意匠特許権の保護範囲は、図面又は写真が示す当該製品の意匠を基準とし、**簡単な説明は、図面又は写真が示す当該製品の意匠の解釈に用いることができる。**

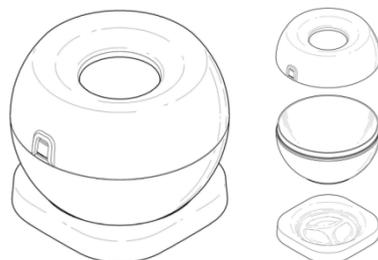
・ 司法解釈2016年各条

第15条 ⇒ セット製品の意匠専利

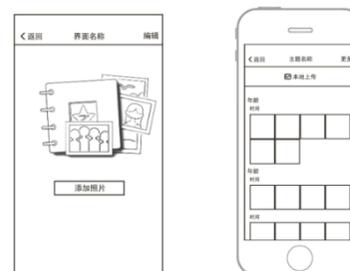
第16条 ⇒ 組み立て方が一つしかない組立製品の意匠専利

第17条 ⇒ 状態が変化する製品の意匠専利

意匠登録第201530365255.3号



意匠登録第201430283401.3号



～世界から期待され、世界をリードするJIPA～



# 中国意匠制度



## ■ 意匠の類否判断基準 司法解釈2009年各条、2016年14条

(2009年9条) 人民法院は・・・物品の用途確定にあたって、意匠の簡単な説明、・・・を参酌することができる。

(2009年10条) 人民法院は、登録意匠に係わる物品の**一般消費者※**の知識水準と認知能力を以って、意匠の同一又は類似の判断を行わなければならない。

(2009年11条) 意匠全体の視覚効果を以って総合的に判断・・・**主に技術的な機能で決まるような設計特徴**、および全体の視覚効果に影響を与えないような物品の材料や、内部構造などの特徴は考慮しない。・・・

(2016年14条)

・・・製品の「設計空間」を考慮しなければならない。設計空間が大きい場合、・・・小さな差異に気づきにくい・・・空間が小さい場合、・・・小さな差異に気づきやすい・・・。

※一般消費者とは（審査指南5章4.）

■ 物品毎に異なった消費者群。

■ 常識程度の認識。

■ ある程度の識別力を備える、軽微な変化まで注意が行き届かない。





# 機能的意匠の判断事例 その他



## 意匠権として無効または考慮されなかったケース

### ◆ ソケット事件

再審被請求人： Leviton Electronics Co., Ltd.

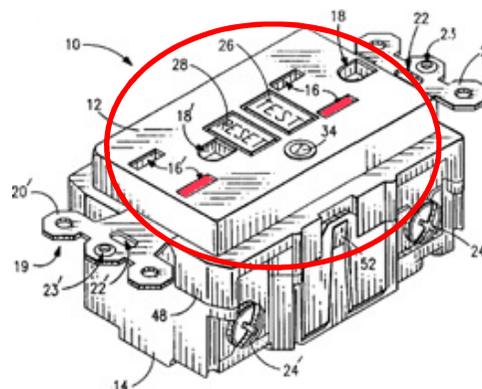
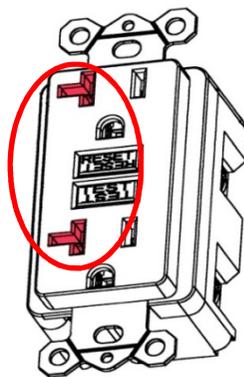
再審請求人： General Protecht Group Co., Ltd.

意匠権： 02351583.X号

#### 【概要】

T字型をしたプラグホールは標準化と互換性により定まる機能的なデザインの特徴であり全体印象に影響を与えない。マウントプレートの形状の差異は微差であり両意匠は類似する。

本件意匠  
意匠登録第02351583.X号



先行意匠





# 機能的意匠の判断事例 その他



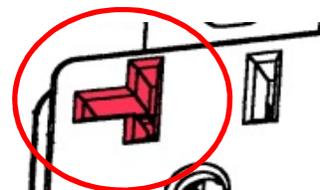
## ■ ソケット事件

### - 最高人民法院見解の解釈

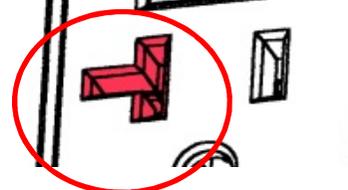
T字型のプラグホールは標準化と互換性により定まる形状で有り、本件ソケット意匠の装飾的特徴をプラグホールの形状を変更することで改善することは出来ない。従ってT字型のプラグホール形状は機能的なデザインの特徴であり、全体の視覚効果に対して顕著な影響を与えない。

本件意匠  
意匠登録第02351583.X号  
部分拡大図

T字型のプラグホール →



T字型のプラグホール →





# 各国制度概要一覽

	日本	アメリカ	中国	EUIPO
意匠の定義	物品(物品の部分を含む)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの	製造物品のための新規、独創的かつ装飾的なもの	製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われた美的感覚に富み、且つ工業への応用に適した新しい設計を指す	製品の全体又は一部の外観であつて、…装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は素材の特徴に由来する外観
実施の定義	製造し、使用し、譲渡し、貸渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出	生産し、使用し、販売の申し出をしもしくは販売するもの又は輸入	生産経営を目的とする意匠製品の製造、許諾販売、販売、輸入を指す。	製品の製造、申出、市場投入、輸入、輸出若しくは使用、又はそれらの目的での当該製品の貯蔵を含めるものとする。
類否判断基準 (主体・手法)	主体: 需要者 手法: ・物品の認定及び類否判断 ・形態の認定 ・共通点/差異点の認定 ・共通点/差異点の個別評価 ・意匠全体としての類否判断	主体: 通常の観察者 手法: Ordinary Observer test Point of Novelty test 等	主体: 一般消費者 手法: ・全体の視覚効果で総合判断 ・技術的な機能、…などの特徴は考慮しない。 ・正常使用時に容易に直接観察できる部分や、既存設計と区別される設計特徴は影響大	主体: 通常の情報有する者 手法: ・先行意匠と比して全体印象が同じか否か ・意匠創作者の自由度を考慮
登録要件	・工業上利用することができる意匠であること(3条1項柱書) ・新規性があること(3条1項各号) ・創作非容易であること(3条2項) ・先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと(3条の2) ・不登録意匠に該当しないこと(5号各号) ・最先の出願であること(9条)	1. Article of Manufacture 2. Originality 3. Novelty 4. Non-Obviousness 5. Ornamentality	意匠特許権を付与する意匠は、出願日前に国内外の出版物で公に発表され又は国内で公に実施されたことがある意匠と同一若しくは類似したものであってはならず、かつ、他人が先に得た合法的権利と衝突してはならない。	意匠は、新規性と個性的特徴を有する範囲で、意匠権によって保護される。(意匠保護に関する指令3条2項)
保護範囲	同一又は類似の意匠に及ぶ  【機能的な形状】 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠については、意匠登録を受けることが出来ない。	全体観察によって通常の観察者が類似すると認識する意匠に及ぶ  【機能的な形状】 上記の通り意匠の定義として、「装飾的なもの」とされている。	同一又は類似の意匠に及ぶ  【機能的な形状】 主に技術的機能によって決められた設計特徴…は、考慮しない	全体観察によって異なった印象を与えない意匠に及ぶ  【機能的な形状】 技術的機能によって決定付けられる製品外観特徴は保護除外

